

# 令和4年度瑞穂市障害者自立支援協議会

## 第1回全体会

- 開催年月日 令和4年8月22日(月) 瑞穂市役所 巢南庁舎2階 大会議室
- 開 会 13時30分 / 閉会 15時40分
- 出席委員 勝 尚志 ・ 牛丸 真児 ・ 宇野 睦子 ・ 加藤 央 ・  
廣瀬 功 ・ 玄 景華 ・ 塩谷 岳二 ・ 錦見 泰子 ・  
須甲 しのぶ・ 林 たつ美 ・ 児玉 太 ・ 渡邊 鮎美 ・  
林 善太郎 ・ 高田 亜希子 ・ 村井 寛人 ・ 田島 恵里那 ・  
松井 千賀子・ 棚瀬 友啓  
18名
- 欠席委員 棚瀬 友美 ・ 豊田 浩充 ・ 上野 敦子 ・ 桐野 考造  
4名
- 瑞穂市障害者自立支援協議会事務局  
健康福祉部長 佐藤 彰道 ・ 福祉生活課長 栗田 正直 ・  
福祉生活課 広瀬 秀一 ・ 福祉生活課 清水 恒実 ・  
福祉生活課 浅野 かおり

### 【議 題】

- (1) 第2期瑞穂市障がい者総合支援プランの進行管理について
- (2) 基幹相談支援センターの事業・運営状況等について
- (3) 地域生活支援拠点の整備について
- (4) 障がい者グループホームの整備について
- (5) 各部会の令和3年度報告及び令和4年度活動計画について
  - ①くらし部会 (児玉 部会長)
  - ②権利擁護部会 (勝 部会長)
  - ③子ども部会 (林 部会長)
  - ④相談支援部会 (牛丸 部会長)
- (6) その他

### 会議の内容(抜粋)

1 開会 13:30

司会 定刻となりましたので、これより令和4年度瑞穂市障害者自立支援協議会第1回

全体会を開会いたします。

本日の会議でございますが、委嘱委員の 22 名中出席者が現在のところ 17 名で過半数を超えておりますので、瑞穂市機関設置条例第 8 条の規定に基づき本協議会は成立となります。

それでは協議会の開催にあたりまして、玄会長より一言、ご挨拶をよろしく願います。

## 2 挨拶

会長 それでは令和 4 年度第 1 回の全体会を始めさせていただきます。昨年度、令和 3 年度の全体会が 2 月に開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の第 5 波の影響を受け、行動制限等もありまして、書面による審議とさせていただきました。委員の皆様方にはいろいろとご迷惑おかけしましたことをお詫び申し上げます。

今は第 7 波ということで、感染者数が多いですが、対面ということで、せっかくの機会ですので活発な議論の方をお願いしたいと思います。

特に今年度から権利擁護部会が新しく立ち上がりましたので、そのあたりについてもいろんなご助言をいただけたらと思います。簡単ではございますが、今日はよろしく願います。

福祉生活課長 ありがとうございます。本来でしたらここで市長から一言ご挨拶申し上げるところでございますが、市長の挨拶はまた到着してからということにさせていただきますのでよろしく願います。

続きましてそれではこれより議題の方に入らせていただきます。これからの議事進行につきましては、瑞穂市付属機関設置条例第 7 条第 3 項によりまして、会長に議長をお願いすることになりますのでよろしく願います。

会長 それでは本委員会は瑞穂市審議会等の設置運営等に関する要綱第 11 条の規定により原則公開となっております。この会を公開とさせていただいてよろしいでしょうか。

### 《異議なし》

特に異議がないようですので公開とさせていただきます。

次に同要綱第 12 条の規定では会議の公開は会議の傍聴を希望するものに会議を傍聴させることになっております。まず傍聴定員を何人にするかを決めなければなりません。事務局からご提案はございますか。

事務局 定員に規定はありませんが、障害者計画の会議でも 5 人としていることから 5 人でいかがでしょうか。

会長 事務局から定員 5 人という案が出されましたが、委員の皆様方ご意見はございますか。

《意見なし》

特にご意見は無いようですので、これから開催される会議の傍聴人の定員は 5 人とさせていただきます。

事務局の方、今回の会議の傍聴の申し出はございますか。

事務局 今回は傍聴を希望される方はありません。

会長 特に傍聴の希望はなしということでしょうか。

それでは続きまして本協議会の会議録について審議させていただきます。事務局よりご説明をお願いします。

事務局 会議録の作成方法や確認方法につきまして 3 点ほど確認させていただきます。まず 1 点目は、会議録は要点筆記とさせていただきたいと思えます。次 2 点目は発言した委員の指名を実名ではなく A 委員、B 委員、C 委員というように記載をさせていただきたいと思えます。3 点目は作成した会議録の確認方法につきまして、会長副会長に確認をしていただき、了承を得てから会議録として公開とさせていただきたいと思えます。

会長 ただいま事務局よりご提案がございましたが、何かご意見等ございますか。

《異議なし》

それでは異議なしということで本委員会の会議録については要点筆記とし、発言した委員の氏名は記載しないこととします。会議録は会長、副会長の了承を得て公開することとさせていただきます。

それでは早速ではございますが、議題に入っていきたいと思えます。

(1)第 2 期瑞穂市障がい者総合支援プランの進行管理についてということで、まず事務局より説明をお願いします。

### 3 議題

#### (1) 第2期瑞穂市障がい者総合支援プランの進行管理について

事務局 失礼いたします。お配りしております資料1をご用意ください。

令和2年度に策定いたしました現行の計画である第2期瑞穂市障がい者総合支援プランにつきましては、令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間としております。本プランはこれまでの障害者計画や障害福祉計画、障害児福祉計画の3計画を一体として策定するものでございまして、第1期の計画は令和2年度を持って終了のためこれに続く計画として現在進行するものでございます。

そのため、今年度においては、次期計画である第3期障がい者総合支援プランの策定に向けて新たな策定委員会を立ち上げることから進めておりまして、これに必要な情報収集のため市内で障がい者手帳等をお持ちの方へのアンケート調査を実施する事業者との委託契約に至ったところでございます。

予定としては、12月を目途にアンケートの回収を見込んでおりまして、来年の2月に開会を予定しております全体会においてアンケート結果の報告ができればと考えております。

さて、資料1については前回の全体会においてご承認いただきました、第2期瑞穂市障がい者総合支援プラン進行管理の表としてお示ししております。これは各部会において令和3年度の評価を行っていただきました結果を表示するものでございます。各部長から順に報告していただきますことを過日に開会された事務局会で合意してございますので、委員の皆様はよろしく願います。

では最初にくらし部会から願います。

A 委員 失礼します。瑞穂市の社会福祉協議会のAと申します。くらし部会につきましては私から説明させていただきます。失礼ですが座って説明させていただきます。

資料1に沿ってということでございますが、令和3年度の数字は、事務局でまとめたいただいた数字になります。

まずは福祉施設の入所者の地域生活への移行ということで、計画にあります目標値は目標年度施設入所者数が29人。見込み目標数が2人。それから地域生活移行目標数が5人ということで、令和3年度につきましては29人、見込み1人、地域の生活移行目標ということでは0人ということで、入所者数の目標数につきましては、ある程度順調に進行しているということでありますけれども、移行目標数としては課題の残る数字となりました。

続きまして精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築ということで、こちらについては保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置ということで目標がございましたが、こちらも回数、参加者数ともに達成できなかったというこ

とで報告をさせていただいております。このあたりにつきましては後程、部会の報告の中でもう少しお話できるところがあるかと思えます。

めくっていただきまして 2 ページですが、こちらは地域生活支援拠点事業ということで、地域生活支援拠点等の整備及び運用状況の検証・検討ということで、こちらにつきましても令和 3 年度は要望が少なかったということで表示をさせていただいております。

次に、福祉施設から一般就労への移行等についてですが、目標数値に対しまして、令和 3 年度はそれぞれ 11 人、4 人、3 人、4 人ということで一般就労してからまた B 型等継続へ戻られたというケースも含めますが、このような状況であることをご報告いたします。

3 点目、就労定着支援事業の利用者数ということで、こちらにつきましてはそれぞれ 6 人、4 人ということで目標がございましたが、それぞれ 2 人、3 人ということで、ある程度順調に進行している状況です。

就労定着支援事業の就労定着率については、目標数値 0 か所ということでしたので、該当がない状況です。

くらし部会が担当する計画の進捗状況としては以上でございます。

事務局 どうもありがとうございました。続いて子ども部会から報告をお願いしたいと思います。

B 委員 失礼します。もとす広域連合幼児療育センターの B と申します。子ども部会のご報告をしたいと思えます。着座にて失礼します。

資料についてですが、先ほどのくらし部会の表がありましたその下からとなっております。2 ページ目の下から 3 ページ目の上にかけてが子ども部会の担当のページとなっております。

1 点目の児童発達支援センターの設置につきましては、進行状況「×」とありますが、岐阜市の長良にありますポッポの家がその対象になると思われれますので、その点に関しては改修等が終わり、新しい施設への意向がされておりますので、体制については設置済みとさせていただいて、ここは「○」でもいいと思われれます。ただし、ポッポの家については、肢体不自由の子に特化しているため、現在はそれ以外の発達障害等のお子さんも増えていることを踏まえると、ポッポの家だけでよいのだろうかという懸念もありますので、今後の検討課題としております。

続きまして 3 ページの上、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築について、そもそも保育所等訪問支援というのは、普段お子さんが通っている保育所等に作業療法士の先生や、療育者が訪問をしてそこでのお子さんの過ごし方について一緒に考えたり、助言を行ったりするような障害福祉サービスになりますが、体制に

については構築済みとなっています。

県の冊子等を見ても、こういった障害福祉サービスを提供している事業所の登録はいくつかありますが、実際に機能しているところは少なくなっておりまして、瑞穂市内の方で利用されている方は少ないというのが現状です。このことから、進行状況は「×」とさせていただいておりますが、今後は、利用の現状や課題、今後の方向について検討していきたいと思っております。

3点目です。重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保については進行状況を「○」としてしています。希望が丘こども医療福祉センターにあります児童発達支援センターが該当施設となります。児童発達支援においては、瑞穂市の方からご利用があると思えますし、他の市町の方も利用されております。民間の事業所についても、サービスの提供をしていただいておりますので、さらに充実されていくと良いと考えております。

4点目です。医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置、及びコーディネーターの配置という項目についてです。医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置については、進行状況「×」となっておりますが、子ども部会の方で協議の場を設置しておりますので、ここは「○」にさせていただいてよろしいのではないかと考えておりますが、さらに協議が深まると良いと考えております。コーディネーターの配置については、進行状況は「未実施」ということで、これから検討し設置に向けて動いていかなければならないと考えております。

発達障害児者への相談支援体制等の充実という項目について、ここは相談部会と一緒にということになるかもしれませんが、ペアレントトレーニング、ペアレントメンターに関する部会として、子ども部会でも検討していきたいと考えております。進行状況等については現状達成できておりません。ペアレントトレーニング等について、県では以前より、各施設等に向けてペアレントトレーニングの指導者育成等もあり、この講習は私自身も受けたことがあります。そういった講習を子ども部会の活動などに取り入れながら、保護者の方を巻き込んで小規模の講演会や講習会のようなものをしていきたいと考えておりますので、来年度までにはそういった方向へ持っていったら良いと考えております。

子ども部会は以上になります。

福祉生活課長 申し訳ございません。議事の途中ではございますが、市長がただ今到着しましたので、市長より一言ご挨拶申し上げます。

市長 皆さんこんにちは。今日は会議の途中になってしまいましたことをお詫び申し上げます。

皆様方には大変お忙しい中、令和4年度第1回目となります障害者自立支援協

議会に残暑厳しい中お集まりいただきましたことにお礼を申し上げます。

連日、天候不順といえますか、1日のうちでいつ雨が降るのかというかそんな状況が続いているそんな中だと思っております。

また新型コロナウイルス感染症第7波が終息の兆しも見えないまま、お盆明けの皆様方の行動により拡大をしているというそんな状況の中、県内では感染者が21万人を超えるといたったそんな感染状況となっております。県内では11%ぐらいの感染割合だったと思いますが、では瑞穂市はと申しますと、7403人、昨日までで感染者が確認されておりますが、13%ぐらいの率になります。県の平均といえますか県のパーセンテージより少し多い、2%多いとかなり多いということで、瑞穂市の人口は、上から42の市町村ありますが、12番目になりますが、この感染状況だけは5番の中に入るといたったそんな状況となっておりますので、市役所の方でも感染防止に啓発、そしてワクチン接種に取り組んでいるところでございます。

さて今日の自立支援協議会では、組織の中に新たに権利擁護部会を設けていただき、障がい者の方々の成年後見人制度の理解や、そして利用促進、障がい者の虐待防止などに取り組んでいただいているということで本当に皆様方にはお礼を申し上げます。

また障がい者をめぐるいろんな課題、諸課題については1つの部署で対応できないようなそんな事例も多く発生しているということで、皆様方には大変、日ごろからお世話になっておりますことをお礼申し上げます。

今後とも瑞穂市では施策を着実に進めていきたいということを思っております。コロナに加えてそして物価の高騰といったそんな暮らしにくい世の中、障がい者の方もなっていると思っておりますので、1日も早くコロナウイルスが終息することと、皆様方にご健康ご多幸をお祈り申し上げましてご挨拶とさせていただきますが、今日は遅れて参って、またすぐに戻らなければならないことをお許し願ひ、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

福祉生活課長 それでは市長はこの後他の公務がございますので、これで退席とさせていただきます。

事務局 続けて参ります。子ども部会どうもありがとうございました。続けて相談支援部会からお願いしたいと思います。

C委員 相談支援部会長をしています。瑞穂市社協のCと申します。よろしく申し上げます。相談支援部会では、このプランの進捗評価と同時に改善方法についても協議いたしまして、相談部会が受け持っているのは3ページの下段からですね。進行が不十分であるというところを見ていきたいのですけれども、3つ目、地域の相談

支援事業者に対する訪問等による専門的な指導助言件数、こちらが 0 件でしたので「×」としております。今年度 3 件となっているので、さっそく 3 件を達成するべく相談部会で協議しまして、まず主任相談支援専門員が、訪問するのは基幹相談だと思われるのですが、そちらに同行して補助をします。この 3 件を達成するために、まず市内の 3 つの事業所を選別しまして、さっそく先月 1 件目、私ども社協ですけれども基幹相談支援センターに来ていただいて、指導助言していただいた。また、今週水曜日頃ですけれども、もう 1 件訪問させていただいて、来月にはもう 1 件ということになっておりますので、今年度は達成できるだろうと考えております。

次に、地域の相談支援者の人材育成の支援件数について、こちらも前年度はありませんでしたので「×」ですが、こちらも達成するべく相談部会で協議いたしまして、基幹相談支援センターが主催して相談支援専門員に対する人材育成の研修をしてもらおうと考えております。どういった研修にしようかということも協議いたしまして、総合センターで行われている幼児向けの検診、1 歳・2 歳児半検診等があるのですけれども、そういったところから障害福祉サービスである児童発達支援につながるケースが多いものですから、こちらの検診をやられている市役所の部署の方とお話をさせていただいて、どういった検診をやられているのかということを知ることと、できれば実際の検診の様子も見させていただいて、より的確な児童発達支援につながるような機会にしたいと考えております。

次のページですけれども、相談部会としては評価として「◎」ということにさせていただきました。ですので、この 2 点が不十分ということで該当しましたけれども、今年度から達成するようというところで取り組めたと考えております。以上です。

事務局 どうもありがとうございました。各部長さん改めましてありがとうございました。今回の評価により各部会においては、より第 2 期障がい者総合支援プランの成り立ちと申しますか、構成、内容への理解を深めていただくことができたものと尽力を評価してございます。

これを受けまして、第 3 期の障がい者総合支援プランへの的確に入っていけますように、またつながっていけるよう考えてまいります。第 2 期瑞穂市障がい者総合支援プランの進行管理についての説明は以上となります。議長ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。ただ今の第 2 期の総合支援プランの進行状況のご報告であります。何かご質問ご追加等ございますか。今回は初めて進行管理ということでやらせていただきました。なかなか今まで総合プラン

が2期、あるいは2年・3年任期で回ってきたのですが、なかなか進捗状況が把握できないということで、このような表としてリストアップをさせていただいております。量的なものもありますし、質的なものもあります。評価としては「◎」から「×」、あるいは「該当なし」という、これはあまり客観的なものではないのですが、それぞれの部会長の皆さんに評価をしていただいております。先ほどのそれぞれのご報告の中でも「○」であったり、「△」であったり、いろいろご報告いただいておりますので、わかりやすい形で進行状況は把握していただけるのではないかと考えております。

いかがでしょうか。今回初めて提出させていただいておりますので、進行管理について、もう少し見やすい方法がいいとか、評価の仕方とか何かご助言やご質問があれば遠慮なくいただければと思います。どうでしょうか。

今回の報告は、去年の令和3年の分になります。つまり、令和4年度のものが令和5年の第1回の全体会になるということで、ちょっとズレてきますが、このPDCAサイクルで評価ができればと思っております。よろしいですか。ご質問やご追加等ございますか。

#### 《意見等なし》

ではありがとうございました。それでは続きまして(2)基幹相談支援センターの運営状況等についてのご報告ということで事務局の方からご説明をお願いします。

#### (2) 基幹相談支援センターの事業・運営状況等について

事務局 着座にて失礼いたします。お手元の資料2をご覧ください。こちらは基幹相談支援センターに令和4年度寄せられた相談案件の集計をカテゴリ分けしてグラフ化したものです。

まず初めに各グラフの8月分の集計が載っているのですが、こちらは月半ばのため集計がまだ完了していないものが載っておりますので、今回ご説明させていただくものについては4月分から7月分の集計についてご説明をさせていただきますのでご了承ください。

まず初めに総件数が4月から7月分載っているのですが、こちらは減少傾向ということが見て取れます。6月から7月の間、17件から9件に減少しているのは、相談の担当者が他業務によって席を外すことが増えたので、案件の計上が少なくなってしまったということが、大幅に減少した要因となっております。このことについて、現状では相談の担当者が受けた相談のみの計上となっておりますが、

担当者以外の職員が受ける相談も少なくありませんので、今後は相談担当以外の対応案件についてもこちらに計上していく考えです。

次に下のグラフに行きまして、種別でカテゴリ分けしたのですが、精神障がいに関係する内容のものがほぼ全件となっております。

続きまして次のページをご覧ください。上の年代別に分けたグラフについてですが、こちらは全体的に幅広い年齢層の方からのご相談をいただいているのですが、10代から50代の方からの相談が多い印象を受けます。

下のグラフに行きまして、性別ですが、男性よりも女性からの相談が多いという結果となっております。

次のページに行きまして、こちらは相談方法で分類をしたグラフなのですが、毎月寄せられる相談のほとんどが電話か窓口での相談となっております。数件、関係機関からの情報提供ということで情報をいただいているのですが、こちらは件数が少ないので、今後、関係機関の皆様におかれましては、困難ケースについてお問い合わせをいただく等、お気軽にご連絡をいただければと思っておりますのでよろしく願いいたします。

最後に下のグラフですが、こちらは相談内容を分類したグラフになっていますが、件数の多いものとしては、障がいに関するものが特に多い傾向です。内容については、就労についての不安であったり、居宅生活の不安であったり、そういった不安を、障害福祉サービスを利用することで解消したいというような相談内容が多い傾向にあります。説明は以上となります。

会長       ただ今、基幹相談支援センターの運営状況についてのご報告がありましたが、いかがでしょうか。何かご質問あるいはご追加等ありますでしょうか。

新たに基幹相談支援センターというものが瑞穂市に立ち上がりましたので、これから活動が重要になってくるのかなと思いますがいかがでしょうか。今日は報告ですが、圧倒的に精神障がい者の方が多いというのは何か特徴とかございますか。あとは精神障がい者以外の啓発といいますか、相談の窓口とかそういう具体的なものがあればもうちょっと広げていければいいのかなと思うのですが、そのあたりいかがですか。

事務局     ご質問ありがとうございます。特に精神障がい者に向けた窓口を開いているというわけではありませんので、分類上、精神障がいというように分けているだけです。実際には手帳をお持ちでない方もみえるのですが、結果的に、精神障がいという分類が多かったというところになります。

会長       他にはいかがでしょうか。質問等ありますでしょうか。

D 委員 地域活動支援センターうかいの D と申します。よろしく申し上げます。関係ないことでしたら大変申し訳ないのですけれども、相談方法の中で電話相談とか来庁されての相談が多数だと思えるのですけれども、仮に例えば 1 回電話がかかってきた場合、訪問というのも気軽にやっていただけるのか、あとは同行というところで項目があるのですけれども、こういったところも例えば一緒に相談支援事業所の方から同行をお願いした場合には気軽にやっていただけるのですか。

事務局 ご質問ありがとうございます。今までの前例として同行させていただいたとか、こちらが訪問させていただいたということはないですが、関係機関の皆様からそういった要請がありましたら、都度、課内で協議をさせていただいて、必要な場面では同行とか、訪問をさせていただくということも視野に入れて対応させていただきたいと考えております。

会長 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。基幹相談も始まったばかりですので、皆様方にご支援いただければありがたいです。

E 委員 始まったばかりのこの活動でしょうけれども、この統計の内容は単なるデータの処理ですので、相談を受けた内容に対してどのようにアドバイスして、どのように解決、またはいい方法に向かったかというようなことが本来の基幹相談支援センターの役割ですから、そのことについての評価にもきちんと入れたほうがいいと思います。どのようにアドバイス出来て解決に向かったか、または本人がある意味話し相手になってほしいというだけのももあるかもしれません。それでも本人が満足したということであればそれも 1 つのデータですから、そういう内容についての分析を入れていただくといいかなと思います。

事務局 ありがとうございます。今後、資料を作る際や何か報告をさせていただく際には、先ほどご指摘をいただいたような相談内容に対してこちらが働き掛けた結果であるとか、そういったところまでご報告させていただけるようにこちらで考えさせていただきます。ありがとうございます。

会長 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

《意見なし》

ありがとうございました。特に無いようですので、次に進めさせていただきたい

と思います。

(3) 地域生活支援拠点の整備について、こちらも事務局からご説明をお願いします。

### (3) 地域生活支援拠点の整備について

事務局 本議題は福祉生活課長よりご説明をさせていただきます。資料 3 をご用意ください。

福祉生活課長 失礼します。それでは地域生活支援拠点の整備についてということで資料に基づいてご説明をさせていただきたいと思います。先ほどの計画評価の中でも地域生活支援拠点に関するものがございましたが、瑞穂市においてはなかなか整備が進んでいないといえますか、なかなかできなかったというところがございまして、今後どのように取り組んでいくかということで資料を用意させていただきました。

地域生活支援拠点の目的としましては、ご出席の皆様におかれましてはすでによくご存じの方もみえるかと思いますが、簡単にご説明させていただきますと、障がい者の方々の重度化、高齢化、親亡き後の備えであるとか、地域振興の推進を図るため、重度障がいにも対応できる専門性を整備し、地域生活における障がい者等の緊急の事態に備えるということで、①としまして緊急時の迅速確実な相談支援の実施、短期入所の活用ということで、地域生活における安心感を担保する機能がまず 1 つありまして、②としまして体験の機会の提供を通じて施設等から 1 人暮らしの場へということで、これはグループホームでもありますが、移行を容易にする支援体制の整備ということでこちらが地域生活支援を目的にということで主に 2 つの目的があります。

2 番の整備の主体といたしましては、瑞穂市と瑞穂市障害者自立支援協議会の方が主体となって進めていくということで、整備の時期といたしましては、目標として来年の 4 月、令和 5 年の 4 月には整備が終わっている状態にしていきたいと考えております。

4 番の整備の手法としまして、市としては面的整備ということを考えてございますが、資料 4 ページをご覧になっていただきますと、国の資料で分かりやすく整備手法が書いてありますけれども、ページ中段から下のところで多機能拠点整備型と面的整備型ということで 2 つの例が図で分かりやすくしてあります。瑞穂市においては右の面的整備を目指すということで、こちらは複数の関係機関が分担して機能を担う体制整備ということになりますので、市や基幹相談支援センター、自立支援協議会など関係各機関の皆様と連携、協力しながら体制整備をしていき

いと考えております。

国においては実情に応じた整備で良いという指示がありまして、この面的整備、多機能拠点整備というものにとらわれずに、実情に応じて整備を進めるようにということだと思われまます。

5番の拠点の機能としまして、まず相談の機能ということで、基幹相談支援センター等によるサービス利用援助にかかる相談、専門的な相談、緊急時の相談等に対応するというので、こちらは、瑞穂市においては基幹相談支援センターを昨年度から設けましたので、こちらを中心としながら相談支援事業所や関係機関と連携・協力しながら進めていきたいと考えております。

②の緊急時の受け入れ、対応につきましては、2ページに参りますが、短期入所を活用した緊急時の受け入れ態勢等を確保し、障がい者等の状況により必要な対応を行うということで、瑞穂市においてはこちらを令和4年度中の整備を目標としまして、現在、大和園、本巢市、北方町、もとす広域連合と協議を進めております。ここには具体的に書きませんでした、具体的に言いますと、大和園にございます養護老人ホームに現在空床があるということで、そちらを活用して障がい者の方々の緊急宿泊事業の創設を協議しております。

現在、高齢者の緊急時の宿泊事業は以前よりスタートして運用がされているところですが、障がい者の方も同じように緊急時に宿泊ができるような形でできないかということで協議を進めておりまして、今のところ大和園も特に問題はないというような回答をいただいておりますので、うまくいけば来年の4月から緊急時の受け入れ先を確保できるのではないかと考えております。

3番の体験の機会・場ということで、こちらは1人暮らしの体験の機会を提供するというので、市においてはすでに生活訓練所ということでふれあいホームみずほを以前より運営しております。こちらの機能につきましては、ふれあいホームみずほを充てまして、今後も継続して事業を実施していきまして、利用者の方からのご意見等々も賜りながら必要であれば改善をしていきたいと思っております。

次に④について、専門的人材の確保を養成ということで、重度化した障がい者への専門的な対応ができる体制の確保や人材の養成をということで、こちらについては、瑞穂市障害者自立支援協議会の各部会と基幹相談支援センターが協力して研修を実施していきながら、必要な人材育成を図って参りたいと思っております。

先ほどの評価の中でも、相談支援部会の中で研修というようなところもありましたけれども、そういったところも関係してくると思っておりますので、協力して研修実施に向けて準備を行って、毎年開催できるように進めて参りたいと思っております。

⑤の地域の体制づくりということで、基幹相談センター等により地域の様々なニーズに対応できるサービス、提供体制の確保であるとか連携体制の構築ということについてですが、こちら自立支援協議会の各部会において、課題解決に向け

での協議、事例検討等をすでに行ってみえると思いますので、そういったものを通じまして関係機関の間でも連携体制の構築を行っていくということで体制づくりを進めていきたいと思います。

先ほどの評価の中にもありましたけれども、基幹相談支援センターが各事業所への訪問ということ今年度よりさせていただいておりますし、これからも継続して実施していこうと思っておりますので、そういった事業や動きを通じて連携の推進を図って参りたいと思います。

6番の整備スケジュールとしましては、簡単に書かせていただきましたが、まず今年の5月に先ほど申し上げました養護老人ホームの空床利用をしてショートということで、第1回の打ち合わせを大和園、本巢市、北方町の関係者が集まって話し合いをいたしました。大和園に対して提案をさせていただき、6月に大和園からの正式な回答をいただく場を設けまして、そこで受け入れ意向でございませうとか、受け入れにあたっての条件や、費用面といったところをお話させていただきました。大和園としては、養護老人ホームの空床利用を何とかしたいという話もありますし、障がい者の高齢化という問題を見据えて、そういったものに対応していかなくはないのではないかとということで、前向きに事業を行っていききたい、受け入れもしていきたいということでお返事をいただいたところです。

今月でございませうが、事務局会で案を提示させていただいて、今日の全体会で正式に報告させていただいております。

明日、大和園や関係市町村で会議がありまして、具体的な利用料をいくぐらいにするかであるかとか、契約方法をどのようにするかということを検討する予定です。

ページめくっていただきまして3ページですが、来月から来年の1月にかけて予算の時期に入りますので、明日の会議を受けて必要な予算の予算積算であるとか、予算計上をさせていただいて、その内容を財政の査定等を受けて、予算が固まっていくと思っております。問題がなければ、査定が通り、3月の議会が通れば正式に事業がスタートできると思います。

令和5年2月にですが、このころには概ねショートの受け入れもだいたい決まってくるので、今日ご説明をした内容で整備の方をさせていただいてよろしいかということで、最終確認ということで2月の全体会にて提議させていただいてご承認をいただきたいと思っております。一応、予定でございませうので、今後の状況によりまして予定の変更がありうることはご了承願いたいと思います。地域生活支援拠点の説明につきましては以上となります。

会長            ありがとうございます。いかがでしょうか。今日は資料に、厚生労働省からの資料を添付していただきました。基本的には拠点整備型と面的整備型という形に

なっております。昨年の4月の状況では面的整備の方がほぼ9割となっております。拠点の方が4%か5%ぐらいということで、ほぼ各市町村等では面的整備型で進められております。

特にやはり問題になるのはこの緊急時の受け入れ先がないということで、今回大和園さんが受けていただける方向になっておりますので、そちらで話を進めていければと思います。

瑞穂市の拠点の機能についても資料の方の①から⑤ということでこの機能で進めさせていただければと思います。

以上ですがいかがでしょうか、ご質問等どうぞ。

F 委員 質問ではないのですが、私ふれあいホームみずほに携わせてもらっているものです。それで、本当にこれができたときは利用回数も少なく、利用者さんもごく限定されておりました。中でも、やはりなかなか3か月に1回しか利用できないとかそういうところでしたが、今はかなり利用回数も増えてきました。

それで私も携わせてもらっている中で、本当にこの子、親さんもまだ元気なのでご自分で一緒に住んでいらっしゃると思うのですけれども、私は今の段階である程度の、保護者さんたちにもお話をさせていただくのですけれども、次の段階を見据えた話を、たとえば相談員さんとかが、私たちはただ現場で支援をしているだけです。次のステップを見据えた話し合いができたほうがいいのではないかなというのを強く思います。

やはり中には、「ちょっとここはできないけど」というようなそういう人たちを何人か集めて、施設とかそういうのができれば、本当に瑞穂市もこういう拠点ができればいいかなというようにすごく思っています。今後、この中で緊急の受け入れ先でも、例えばふれあいホームみずほを利用していらっしゃる人の中で、本当に緊急な場合に、大和園とかそういうところではなくて、ふれあいホームみずほでも、普段利用していらっしゃる方であれば受け入れることは可能だと思います。職員も大体「この人はどの程度までできる」ということがわかっています。

ふれあいホームみずほは4部屋あるのですが、受け入れは2名しか受け入れておりません。その中で、4名受け入れたらどうなるかという点については、少し心配なところもあるのですが、せっかくとてもいい施設なので、そういうもったいない施設にしてしまうといけないと思いますし、こういった方向性も市で検討されたらどうかというのはいつも思っております。

福祉生活課長 ふれあいホームみずほについてですけれども、おっしゃっていただいたように活用の仕方のございますとかそういったことについて色々なところからご意見をいただいたりしているのも事実でございます。

ふれあいホームみずほにつきましては、こちらの地域生活支援拠点にございました体験機会の場ということで相応しい事業でございますので、ひとまず生活訓練所としての機能は継続していきたいと考えております。

緊急時の受け入れにつきましては、委託先の事業者の都合とかもいろいろありますので、急に1名増やして受け入れてほしいという、そういった契約にはなっておりませんので、現状ではなかなか難しいというところはあります。

それを補完する意味でも、来年度から大和園を利用させていただきたいと思っておりますので、こちらがうまく進めば緊急時の受け入れ先として、まずは大和園を考えていただくというような形にできるのではないかと考えております。

また、ふれあいホームみずほはあくまで1人暮らしの体験の機会の場なので、今後利用される方が1人暮らしするに当たって、ここで体験を積んでいただくことになると思います。将来は色々な選択肢があると思いますが、グループホーム等の利用もあると思いますので、例えばグループホーム利用に向けてどのように話を進めていくかということは、それぞれ相談支援事業所が付いてみえると思いますし、基幹相談支援センターにご相談していただければ、相談支援事業所の方とも協力して検討していくことができると思いますので、そのような事案がありましたら基幹相談支援センター等で対応させていただきと思っております。以上です。

会長      ありがとうございます。いかがでしょうか。特にこの緊急時の受け入れ対応というのは大和園さんを対象にしております。重症心身障害者の方とか、重度行動障害の方もやはりショートステイを使ってという状況になりますので、全国的にショートステイの日数はだいたい11日ぐらいであることが多いようですが、専門性とか色々なことが想定されますので、ふれあいホームについてはこれを受けて今後、多角的に検討していただけるといいと思います。

他にはいかがでしょうか。瑞穂市地域生活支援拠点ということで、この後グループホームの話も出てきますが、障がい者の生活をどのように担保していくかという大きな事業になってくると思います。いかがでしょうか。

E委員      F委員からありましたふれあいホームみずほの活用方法について、グループホームとしても使えるし、ショートステイの施設としても使えるし、機能も充実している良いところですね。我々もずっと前からそういう用途に使える開発をしていただきたいということで市の方にも相談したのですが、市の方が言われるのはいつも「建設補助金を県からいただいている。その補助金の用途限定があって、他の目的には使ってはダメだという規定があるからできない」ということをずっとおっしゃっています。ではいったんそのお金を返して、市で独自に導入したらどうだという話もしたことがあるのですが、その辺の実態について、具体的な契約の書面を見

ているわけではないのでよくわかりませんが、本当に用途限定をしているのかどうか、その辺がわからなくて、では F 委員が言われるようなショートステイには使えないということになってしまうのか。緊急避難の場所として大和園も良いと思いますが、瑞穂市から結構距離があります。やはりふれあいホームみずほが緊急避難の場所として利用できれば、ショートステイの場所としては適当だと私もずっと思っているところです。

会長       いかがでしょうか。

福祉生活課長   ふれあいホームにつきましては、国の補助金活用をして建てたかどうかというところは、申し訳ございませんが、把握しておりません。もし、おっしゃるようにその補助金を活用して使っているということだと、おっしゃられたように確かにそれを目的として補助金を活用しているので、用途の縛りはやはり出てくるのかなと思われまます。

また、その用途と言いましても、例えば、極端なことを言いますと、当初は障がい者の施設として建てたけれども、その後事業の状況が変わってきて、障がい者の方だけではなく老人の方も使えるようにしたいがどうだろうという話が出てきたときに、これは県を通して相談をするのですが、障がい者だけに限定しているから高齢者はダメだというように、そこまであまり厳しいことは言われなないと思われまます。

実際に、今話を進めている大和園の養護老人ホームについても、あそこはまさに高齢者のための施設ですが、18 歳以上の障がい者の方等を受け入れてほしいというように協議を進めているところですが、大和園を通じて県に確認をしていただいたところ、「大まかに福祉的な用途であるということには間違いはないので、特に補助金を返還しなくてはならないということにはならないだろう」というような回答を受けたので話を進めている状況です。

ただ、こうした話は個別の事案なので、都度、相談してみないとそれが許されるかどうかというのはわからないので、本当にふれあいホームが補助金活用をしているのであって、補助金の目的外利用をしたいという時には、個別に県と協議してみないとわからないと思いまます。

申し訳ございません、もう一つのご質問としてはどのような内容でしたでしょうか。

E 委員       距離についてです。緊急時において距離ではふれあいホームが有利だという点についてどう思われまますか。

福祉生活課長 距離や利用の方法についても話し合いましたが、もし大和園を利用しようとなると、まず市の方にご本人ないし家族の方、もしくは相談支援事業所を通じて相談していただくことになると思うのですが、市の方で相談を受けてから大和園に対して相談させていただくということになるので、すぐに大和園の方に行ってもらおうというのはなかなか難しいと思われます。やはり市の方で申請を出していただいて、協議の結果受け入れができるようであれば許可を出すというような形になります。物理的な距離に関しましてはどうしようもありませんので、ひとまず市として、今のところ確保できるのは大和園というところで、まずここから初めて、他に確保できるようなところがもしあれば、随時確保を進めていきたいと思います。

会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。色々課題はあるかと思いますが、特に②の緊急時の受け入れ対応はとりあえず大和園で始めていただいて、来年度以降、具体的な運営に当たって、課題が出てくると思いますので、それはまた相談員や基幹相談支援センターとも調整していただいて、具体的に利用できる形にしていただければと思います。

あとこのふれあいホームについては、市でもご検討いただければと思います。おそらく3年か4年ぐらい前に、ふれあいホームみずほの運用をどうするかということで議論があったと思います。幅広く利用できる形になるといいかなと思いますのでよろしくお願いいたします。

他にはいかがでしょうか。

#### 《意見なし》

では資料3についてはこれで終了したいと思います。

それでは次に進めさせていただきます。次は(4)障がい者のグループホームの整備についてということで、こちら事務局の方からご説明をお願いします。

#### (4) 障がい者グループホームの整備について

事務局 本議題についてあらかじめお話をいたしますと、第2期障がい者総合支援プランにもご置います総合的な生活支援の体制づくりによる生活の場の確保、そして実施をする共同生活援助、これをグループホームと言うわけですが、本会ではこれまでの経過についての報告といたしますところから、議題資料の用意が無いことをまずご理解いただきたいと存じます。

障がい者グループホームとは、障害者総合支援法で定められている障害者福祉

サービスの1つとして、グループホームの中には入居者の他に、食事、入浴、排せつなどの準備やお手伝い、お金の管理等をサポートしてくれるスタッフや日常生活を送る上での身の回りの介助サポートを行う生活支援員以外のところもございます。

これについて市内における適正な整備、利用者支援について検討するため、保護者団体であるあおぞら会からの代表者、身障協会の代表、有識者、本会である自立支援協議会からの代表等で組織されます瑞穂市障がい者グループホーム勉強会を昨年の10月28日に設置をし、これまでに4回にわたり勉強会を開催しております。

市内におけるグループホームの現状を申し上げますと、民間においてほたるの里みずほさんが35床、グループホームいちごさんが5床で合計40床の確保ができておりまして、今後においては他の事業所により、合計で40床弱の増加を見込んでおります。

勉強会においては、利用者が必要とするグループホームを民間の事業者と共同で作り上げることを結論付けることとなったことから、勉強会や事業者に来ていただくかどうか、その意見に基づきまして、勉強会の参加者全員の同意により、すでに市内で障がい者グループホームを事業運営されておられますグループホームいちごさんが一緒に取り組んでいきたいという意欲もあることからお声がけをさせていただいて、勉強会へ参加していただいております。

親御さんからの意見も取り入れるなど、願いの叶うグループホームの整備を理想とする意識により、あおぞら会と市内グループホームの整備を予定しているグループホームいちごさんの双方が共同で進めていく今後のグループホーム整備について、過日6月13日のあおぞら会役員会において、勉強会参加者からこれを提案していただきました。

あおぞら会役員会には福祉生活課長、社協の担当の2名も出席しておりまして、提案の補足と合わせまして共同体の設立等を促す説明を行ったところ、事業者と共同で整備していくことの賛同も概ね得られたものと勉強会に報告がございました。

また、あおぞら会役員会にはグループホームいちごさんも参加されておりまして、保護者からのニーズを直接聞く機会となったようで、可能な限りの対応ができるよう検討していく思いを勉強会において語っていただいております。

今後の予定として、あおぞら会勉強会の一部参加者により、他市町にあるグループホームを見学する予定がございます。障がい者グループホームの整備については、今後も市としてできる限りの協力や、これに係る情報若しくは協議の場の提供といったことを継続していく意向でございます。

以上、報告といたします。議長よろしくお願ひいたします。

会長 資料はございませんが、現在の障がい者グループホームの整備についての議論と申しますか、進捗状況の報告がございました。いかがでしょうか。何かご質問やご追加等ございますか。

瑞穂市の一番大きな課題としては、やはりこのグループホームの立ち上げということで、何年来ずっと審議されてきております。最近では民間の事業者が参入してきております。よって、現在 49 床、今後 40 床ということになりますと、人数的にはかなり充足されているという環境となります。

そのことを踏まえながら瑞穂市の障がい者の高齢化の問題、親御さんの問題もありますし、目指すグループホームや、あるいは経済的な問題等、ある程度クリアできるようなグループホームが立ち上がってくるといいのかなと思っております。ただ、色々と問題がありますので、少しずつ議論が進んでいくといいと思います。いかがでしょうか。

#### 《意見なし》

ではグループホームの整備の状況ということで、ご報告いただきました。それでは次に進めさせていただきます。

全体会の資料の 2 ページ目になります。(5) ということで、各部会の令和 3 年度の報告及び令和 4 年度の活動計画について、各部会の方から順番にご報告をお願いしたいと思います。まず、くらし部会からお願いしたいと思います。

#### (5) 各部会の令和 3 年度報告及び令和 4 年度活動計画について

A 委員 では失礼します。くらし部会から説明させていただきます。資料の 4 でございますけれども、説明をさせていただきますと思います。

くらし部会につきましては、6 月 13 日に先ほどの進捗状況と合わせまして部会を開かせていただいております。今後の課題といたしまして、計画にもありました通り、特に地域生活支援拠点の機能と充実、とりわけ緊急ショートステイについてと、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築における保険医療及び福祉関係者による協議の場の設置ということを進められているかが課題ということで認識しております。

1 点目の生活支援拠点の機能の充実ということでございますが、これは先ほど事務局から説明がありました通り 2 市 1 町で整備に向けた協議が進行中です。

その中では、緊急の受け入れ先として大和園の利用を検討されているということで、先ほどの 6 月のくらし部会の中で委員の意見をお話していただいたわけで

ございますけれども、今日、同じ意見が出たような内容もございます。

具体的には、急な受け入れと距離についてです。それから、送迎等どういう形態に繋がるのか。また、報酬の関係や整備後の周知等、いろいろと課題点を挙げていただいております。

先ほどもお話がありましたように、まずは大和園で進めていくということ。また、今進めていらっしゃる程度である程度の機能を作りつつ、必要に応じて検討するというようになっていくと思いますので、そのあたりを補足して報告させていただきます。

2点目ですけれども、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築ということで、保険医療及び福祉関係者の協議の場の設置ということでございました。こちらは、部会に保健所の方が部会委員として出ているところがございますので、現在の状況ということで、情報提供していただいた次第でございます。

概念としましては、平成29年2月から実施されているということで、以下箇条書きにしておりますけれども、目指す姿としては、精神疾患があっても地域で暮らすことができる社会の実現ということで、令和5年度までの病院の退院後地域で過ごすことができる日数について、目標設定がございます。

本来であれば、令和2年度に設置となっているところがございますけれども、現在、県内の設置が約半数ということで、国のアンケートでは福祉システムの構築におけるノウハウ不足や、組織内の役割分担、人員確保が課題として挙がっているところがございます。

委員さんのお話の中でもありましたが、医療関係者は必ずしも医師である必要はないのですが、絶対に協議会を設置しなければならないということにはございませんので、部会とワーカーさんの協議の場ということでも重要な内容でございます。

裏面に移っていただきまして、病院のケースワーカーや、障害福祉サービス、障がいの相談員、医療関係者などの連携ということで、これについて現状に対するご意見をいただきましたが、まだまだうまく機能していないのではないかとご意見をいただきました。

また、退院後の福祉利用、福祉サービス、障害福祉サービスの需要がないということになると、公的サポートということがなかなか難しいところがございます。そちらの面からも医療と福祉の連携ということで、課題があるのではないかとご意見をいただきました。

また、既存の会議、例えば、市役所では福祉部門の地域ケア会議というものをやられているところがございますが、そういう協議の場を位置づけることはできないかというようなお声もございます。

どちらにしましても、目的や想定される運用方法も明らかにする必要があるの

ではないかと思われま。例えば個別のケアを行うことであるとか、また介護保険の地域ケア会議の際に地域の課題を抽出したような内容があるのか、そのあたりも整備しながら進める必要があるのではないかと感じました。

以上、くらし部会のご意見と内容ということでご報告させていただきました。よろしくお願ひします。

会長 ありがとうございます。ただ今のくらし部会のご報告、今後の計画ということで何かご質問やご追加はありますでしょうか。

#### 《意見なし》

いろいろ課題はございますが、一応また今年度・来年度に向けて色々な課題を検討していただくということになっておりますのでよろしくお願ひします。

それでは続きまして権利擁護部会のご報告をお願ひします。

G 委員 本年度権利擁護部会長を務めさせていただきます。社会福祉法人万灯会の G といひます。よろしくお願ひします。資料 5 の権利擁護部会活動計画という資料を説明させていただきます。

今年度新たに創設された部会ですので、今年度の活動計画というところを中心に説明させていただきます。図は、自立支援協議会の全体の流れに応じたものになります。そこに今までの既存のくらし部会、子ども部会、相談部会とありますが、そこと横並びで今年度設置されました。

活動としては年 4 回実施予定ということで、先日 6 月に第 1 回を開催させていただきました。その第 1 回の中で今年度の年間計画と、設置に向けてどういったことを取組むかということ、話し合いをさせていただきますして、簡単に載せさせていただきます。

1 つ目が虐待防止ということで、こちらは通報案件について、その場その場で参集して協議をするというものではなく、対応自体は事業所や市が動いていただいて、部会はその報告を受けてどういった防止策を立てていくのかという検討を進めていくことになると考えております。

また、市内サービス事業所向けの研修会の実施ということで、今年度より各障害福祉サービス事業所に、事業所内での虐待防止委員会の設置というのが義務付けられまして、その中に、年 1 回以上の研修を実施するというのも義務化されております。ただ、事業所においては単独のところもあるため、なかなか事業所内ですべて研修を賄うというのは難しいので、協議会等で実施する研修会に参加することで研修とみなすことができるという国の方針が出ておりますので、そういった形

で実施する予定です。今年度は 12 月頃を予定として準備を進めている段階です。

2 つ目の成年後見ですが、成年後見制度中核機関の設置に伴う一時相談機関の障がい分野としての機能ということで位置づけられております。事案に対して中核機関へどのように繋げていくかを検討していくこととなります。この相談窓口は瑞穂市社協が窓口としてあるので、事業所から相談を受けた場合にこの案件を中核機関に上げていくのかどうかというのを部会で検討していくこととなります。

3 つ目の差別解消ですが、差別になりうる事案等に関する情報共有であるとか、啓発方法についての検討ということで、こちらに関してもまだどういったことが障がい者差別につながるのかというところが、部会委員含めて、私もですが、まだまだ勉強不足なところがあるので、そういったところも情報共有しながらそれをどのように啓発していくのかというところも部会で検討していければと思っております。

今年度設置されたばかりで手探りの状況ですので、ご協力いただきながら進めていきたいと思っております。以上です。

会長 ありがとうございます。只今の権利擁護部会のご報告につきまして、ご質問やご追加等ございますか。

#### 《意見なし》

今までくらし部会の中でこの問題を話し合うということになっていましたけれども、この3点、虐待防止、成年後見、差別解消ということで、色々な問題点を検討していただいて、目に見えるような形で対応ができればいいのかなと思います。

それでは引き続きまして子ども部会の方のご報告をお願いします。

B 委員 子ども部会です。資料の 6 をご覧ください。長いお話になってきているので、会議も終盤になってきているところですが、簡単にお話させていただきたいと思っております。

子ども部会ですが、令和 3 年度の活動については、年 2 回計画していたところ 1 回しか実施ができなかったというところで、令和 4 年度は前半期に 1 度、また年内にもう 1 度ということで 2 回は開催したいということで計画を立てて進めているところです。

資料については、参加していただいた委員の所属ですとか、お話していただいた内容の要点を書かせていただいたので長いものとなっておりますが、年度の異動や、担当の交代というところで、委員の中でも新しく入っていただいた方がありま

したので、自己紹介を兼ねて、所属や今担当していただいているお仕事について、お話をいただきました。

子ども部会という部会名のとおり、お子さんに関わる機関の方が参加していただいております。私も含め児童発達支援事業所や相談支援事業所で相談業務や予約業務をされている先生、放課後等デイサービスの事業所の先生、それから今日も参加いただいておりますが、岐阜本巣特別支援学校の先生、中央子ども相談センター、瑞穂市の幼児教育課、保健師さんの所属する健康推進課、事務局の福祉生活課、そして当日は欠席でしたが学校教育課からも参加いただいております。0歳や妊娠前から大きくなるまでというところで、担っている年齢は長きにわたると思いますが、テーマとして「途切れない支援」「医療的ケア児についての協議の場になること」そして新たに先ほどありました「ペアレントトレーニング等に関わること」という、大きく3つテーマを設けて今年度は活動したいと思っております。

資料の裏面になりますけれども、1回目については6月に実施をさせていただいて、表面にあるような率直な意見をいただきながらお話をさせていただき、先ほど障害福祉計画の進捗状況についてお話をさせていただいたことや、相談案件について皆さんに協議をいただくという場になりました。

2回目については、医療的ケア児についての事例紹介、ケース検討にあてたいというところと、一昨年度まで行っておりました放課後等デイサービス事業所の見学ですとか、児童発達支援事業所の見学等、市内のお子さんが利用している実際の現場に足を運んで見学をしたいと考えておりますので、コロナ禍の状況を見ながら行けるといいのですが、難しい場合は事業所の先生に説明等をしていただいたり、写真等を使って活動について説明していただいたりという場になればいいと思っています。

各方面にわたる専門家の先生が子ども部会の委員に来ていただくのですが、それぞれの方が講師となっただけのような先生方だと思いますので、言語のこと、例えば療育手帳のこと、今後の福祉サービスについて先ほどありました保育所等訪問支援について等、色々な分野の学習ができる場として、少しずつテーマを決めて勉強会をしたいと思っています。そういったところに保護者の方が参加していただき、ペアレントトレーニングの1つになっていくことを見据えています。

2回目は12月上旬に予定しており、また年度が替わり5、6月には再度やりたいと思っております。以上です。

会長           ありがとうございます。只今、子ども部会のご報告と第2回の予定内容について報告いただきました。なにかご質問等ございますか。

《意見なし》

それではありがとうございました。続きまして相談支援部会のご報告をお願いいたします。

C 委員 相談支援部会です。特に資料はありませんが、今年度は5月20日と7月22日の2回開催いたしました。来月もまた3回目を開催する予定です。1回目は先ほど申し上げましたようなプランの評価と基幹相談の人材育成にかかる研修会の内容を検討しまして、事例検討も行いました。2回目はプランの進行管理の評価をしたことで、基幹相談による事業所訪問が必要だということがわかりましたので、訪問する事業所との調整をし、事例検討も行いました。

こちらの事例検討で抽出した地域課題というのは例年のように年度末の大会で分析して年間報告というのをさせていただこうと考えています。

相談部会で担うことが増えてきましたので、事例検討の時間が減ってしまうということが目下の課題であると考えております。簡単ですが以上です。

会長 ありがとうございました。相談支援部会のご質問等大丈夫でしょうか。事例の取りまとめについては第2回の全体会の時に報告させていただきます。

それでは今までの部会のご報告等でも結構ですので、何かご質問ご意見等ございますか。

部会長の皆様もご追加等ございませんでしょうか。

《意見なし》

よろしいですか。ありがとうございました。

それでは4番目のその他ということで何かございますか。

事務局どうぞ。

事務局 ご案内になるのですけれども、コロナ禍になる前に例年11月上旬に巢南庁舎にて開催しておりました、みずほふれあいフェスタが3年ぶりに小規模ながら今年には開催されるようです。場所は大月の運動公園ということを知っておりますけれども、例年フェスタで障がい福祉にかかる啓発周知等を行っております、これに出店する機会があればと事務局で考えております。

前年に引き続きまして12月3日から9日までの障害者週間に市役所穂積庁舎の望楼に障がい福祉にかかる啓発プロジェクト映写を実施したいと考えておりますので、お時間のある方は一度ご覧いただけますようご案内申し上げます。

事務局からは以上です。

会長        ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

H 委員      遅刻して大変申し訳ございません。3年ぶりに出席させていただきました。ありがとうございます。岐阜福祉事業支援友の会、部会で言いますと先程のグループホームの担当です。

来る9月18日ですが、ウクライナ人道支援チャリティーコンサートを瑞穂市サンシャインホールで14時から開演をさせていただきたいと思っております。6月の7日に揖斐川町でこれと同じ内容ですけれども、チャリティーコンサートがあった席上で瑞穂市の森市長も観覧されまして、非常に感銘を受けたと。

私どもは、2月24日にロシアウクライナ戦争が勃発して、本当に1分でも早く停戦して、平和な、安寧な生活に戻ってほしいという思いがありまして、私たちは先人たちが築かれた平和の舞台の上で、こういった日常を活動できることに対して、非常に感謝でいっぱいでありまして。遠い国ではありますけれども、日本の知人を頼って親子の方が演奏をされます。また、8月6日に大垣のスイトピアでソロ演奏されました方も参加をされるということで、非常に濃い内容になっております。

私たちは、障がい福祉として、この戦火で惑われている方、障がいを持ってここに来ることができない子供たち、また、障がいを持った方たち、そういう方に少しでも支援が届けばということでチャリティーを頑張っていきたいと思っておりますので、今日、せっかく参加させていただきましたので、皆さんの熱い気持ちをいただければ幸いに思います。よろしく願いいたします。あとでチラシをお渡ししたいと思いますのでよろしく願いいたします。

会長        ありがとうございます。他にいかがでしょうか。今までの議論、議題の件でも結構ですがよろしいでしょうか。

#### 《意見なし》

では時間も来ておりますので、最後になりますが、次回の自立支援協議会全体会の日程について事務局より説明をお願いします。

事務局      例年、年度2回目の全体会を2月に開催しています。今年度においても同様の開催月で開催したいと思っておりますので、瑞穂市の総合センターという、これは穂積庁舎の道を挟んで東側にごございます建物のことをご致しますけれども、この5階の第1会議室から第3会議室を繋げて大きく利用することといたしまして、来年2月の22日の水曜日に予約することができました。委員の皆様にはあらかじめの

ご都合についてご配慮いただきたいと存じます。重ねて申し上げます。次回全体会は令和5年の2月22日の水曜日、開会はお昼からの13時30分、場所は瑞穂市総合センター5階の第1会議室から第3会議室にて出席のご配慮をお願いいたします。お日にちが近づきましたら事務局よりまたご案内を送らせていただきます。事務局より以上でございます。

会長        ありがとうございます。ただ今の日程等よかったですでしょうか。またこちらで確認させていただきますが、2月の22日水曜日の午後1時30分からということで、ご予約の方よろしくお願ひしたいと思います。  
それでは特にご質問等ございませんでしょうか。

《意見なし》

では長丁場になりましたがありがとうございました。本日の議題はこれですべて終了しました。進行を終了させていただきたいと思います。それでは事務局お願ひします。

福祉生活課長    それでは会長を始め委員の皆様におかれましては長時間にわたり慎重にご審議をいただき誠にありがとうございました。以上を持ちまして本日の協議会の方を閉会させていただきます。お帰りの際は交通事故等にお気をつけてお帰りください。本日は誠にありがとうございました。